

議案第9号

恵庭市青少年宿泊研修施設条例の制定について

恵庭市青少年宿泊研修施設条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

平成31年2月25日提出

恵庭市長 原田 裕

記

恵庭市青少年宿泊研修施設条例

(設置)

第1条 青少年を対象とする体験活動、宿泊の研修その他の活動を支援することにより、青少年の健全な育成を図るため、恵庭市青少年宿泊研修施設（以下「宿泊研修施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 宿泊研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
恵庭市青少年宿泊研修施設	恵庭市恵み野北3丁目1番1

(開館時間及び休館日)

第3条 宿泊研修施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 恵庭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊研修施設を提供する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(使用団体)

第5条 宿泊研修施設を使用できる団体（以下「使用団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年の団体（指導者及び引率者を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適當と認めるもの

(使用の許可)

第6条 使用団体は、あらかじめ教育委員会に使用の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による許可を受けようとする使用団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊研修施設の使用を許可しない。

- (1) 宿泊研修施設を使用する者が5人未満（指導者及び引率者を除く。）であるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 宿泊研修施設又はその設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、宿泊研修施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 使用団体は、別表に定める使用料を宿泊研修施設の使用を終了するまでに納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、使用を終了した後に納付することができる。

2 前項の使用料は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 教育委員会は、宿泊研修施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に宿泊研修施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に宿泊研修施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 宿泊研修施設及びその設備の維持管理に関する業務

(2) 宿泊研修施設の利用の許可等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、宿泊研修施設の管理運営上必要があると認められる業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

第4条	恵庭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次条、第6条及び第7条第1項において同じ。）
第5条、第6条及び第7条第1項	教育委員会	指定管理者
第7条の見出し及び同条第2項並びに使用料		利用料金
別表備考2		
第7条第1項	別表に定める使用料	利用料金（第9条第1項に規定する利用料金をいう。）
第5条、第6条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第7条第1項	使用	利用
第5条（見出しを含む。）、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに別表備考2	使用団体	利用団体

（利用料金）

第9条 前条の規定により指定管理者に宿泊研修施設の管理を行わせる場合においては、宿泊研修施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(補則)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 宿泊研修施設を設置するに当たり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(恵庭市青少年研修センター条例の廃止)

3 恵庭市青少年研修センター条例（平成16年条例第10号）は、廃止する。

別表（第7条関係）

区分	小学生及び中学生		高校生		その他	
	市内の団体	市外の団体	市内の団体	市外の団体	市内の団体	市外の団体
宿泊室 (1人1泊)	500円	1,000 円	900円	1,800 円	1,800 円	3,600 円

備考

- 1 市内の団体とは恵庭市内に活動の拠点を置く団体をいい、市外の団体とは市内の団体以外の団体をいう。
- 2 指導者及び引率者は、その他の使用料とする。この場合において、市内の団体及び市外の団体の区分は、使用団体の活動の拠点により適用する。